

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土政策局及び同局に置かれる課の所掌事務等を変更すること。

(第五条及び第六十二条から第六十六条まで関係)

第二 国土政策局の所掌事務の一部を不動産・建設経済局の所掌とし、同局に置かれる課の所掌事務等を変更すること。
(第六条、第七十条、第七十一条、第七十三条、第七十八条及び第七十九条関係)

第三 国土政策局の所掌事務の一部を都市局の所掌とし、同局総務課の所掌事務を変更するとともに、同局に都市環境課を置くこと。
(第七条及び第八十一条から第八十三条まで関係)

第四 政策統括官の職務を変更すること。
(第十七条関係)

第五 大臣官房に置かれる参事官の定数を改めること。
(第二十一条関係)

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 附則

一 この政令は、令和六年七月一日から施行すること。
(附則第一項関係)

二 食料・農業・農村政策審議会令、国土審議会令及び水産政策審議会令について所要の規定の整備を行

うこと。

(附則第二項関係)